

報告第 21 号

訴え提起前の和解に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記調書のとおり訴え提起前の和解に係る専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 29 年 6 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

記

使用料等の支払を求める訴え提起前の和解に係る専決処分調書

番号	和解の目的の価額	概 要
	専 決 処 分 日	
1	392 万 2,622 円	(1) 相手方 債務者
	平成 29 年 5 月 26 日	(2) 請求の原因 大田区民住宅の使用料、共益費及び設備使用料を滞納したため (3) 和解の要旨 滞納使用料等 54 万 800 円の弁済及び今後の支払並びに支払を怠った場合の建物の明渡し等